



都議会議員 伊藤こういち 通信

第2回定例会・第2回臨時会特集

感染拡大の阻止へ対策を強化せよ!

都議会第二回定例会(5月27日～6月10日)、第二回臨時会(7月17日～27日)において都議会公明党は、新型コロナウイルスの感染拡大防止、小規模・中小事業所の経営支援、医療・介護・障がい福祉施設などへの支援について具体的に提案を行い、都の補正予算に反映されました。

医療・介護・障がい福祉サービスの盤石な体制構築を!



厚生委員会で質疑する伊藤都議(7月20日)

慰労金の給付!

新型コロナウイルス感染の恐れに直面する中で、強い使命感を持って医療・介護・障がい福祉施設の業務に当たってきた方々の労に報いるため、一人あたり5万～20万円の慰労金が給付されます(国と連動した補正予算)。

厚生委員会の質疑で対象と給付額が明らかになりました。保健医療機関のクリニック、歯科・耳鼻科・眼科医院、訪問看護ステーション、助産所なども対象です。なお、患者・利用者とは接する方であれば、資格・職種・雇用形態で区別されません。(受付、清掃、利用者送迎ドライバーなども対象です。)

慰労金の対象者と給付額

*厚生労働省資料を参考に作成

	医療従事者・職員	介護・障がい福祉サービス職員
対象者(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ○患者・サービス利用者(新型コロナウイルス感染の有無は問わない)と接する業務に就いている(資格や職種、雇用形態で区別しない) ○本年1月24日(都内におけるコロナ患者1例目発生日)から6月30日までの間に通算して10日以上勤務 	
対象となる勤務先	<p>コロナ対応で東京都が役割を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重点医療機関 ○感染症指定医療機関 ○コロナ患者入院受け入れを割り当てられた医療機関 ○帰国者・接触者外来設置医療機関 ○地域外来・検査センター <p>宿泊療養・自宅療養を行う場合のコロナ患者に対するフォローアップ業務や受け入れ施設での対応など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の病院や診療所*保険医療機関 ○訪問看護ステーション*指定訪問看護事業者 ○助産所
給付額の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての介護サービス事業所・施設など ○介護予防・生活支援サービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての障がい福祉サービス事業所・施設など ○地域生活支援事業(障がい福祉サービスに準じる地域活動支援センターなど)
	<p>勤務先が実際にコロナ患者への診療などを行った</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>初めて診療などが行われた日以降に勤務</p> <p>いいえ</p> <p>はい</p>	<p>勤務先がコロナ患者の入院を受け入れた</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>入院受け入れ日以降に勤務</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p>
	<p>コロナ患者が発生、または濃厚接触者に対応した事業所・施設に勤務</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p> <p>【通所・施設系】コロナ患者・濃厚接触者発生日以降に勤務した職員</p> <p>【訪問系】コロナ患者・濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p>	<p>いいえ</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p>
	10万円	20万円
	5万円	20万円
	5万円	5万円

具体的には各医療機関や事業所・施設が実態に応じて判断し申請します。<対象・申請方法・お問い合わせは、都のホームページでご確認ください。>

第二波・第三波にも備え、感染防止対策を万全に!

医療・介護・障がい・児童福祉施設、薬局等における新型コロナウイルス感染症防止対策のために要した備品・設備・要員などに対する経費支援のための補正予算も可決・成立しました!(本年4月に遡って支援。)